

3月28日(日)12時30分より「令和2年度 臨時代議員会」が開催されました。議事日程に従い、長谷川彰人(第4地区)、石原敏(第2地区)が正・副議長に指名され氏名点呼が行われました。

続いて資格審査委員長報告が若杉靖史委員長(第3地区)よりあり、議長から開会宣言が行われました。議事録署名人選出では、沼田恵三(第1地区)、落合法正(第2地区)の選出が行われました。物故者黙祷では、今瀬常務理事より令和2年11月19日亡くなられた木塚茂氏(第3地区)、令和3年2月3日亡くなられた浅井貞雄氏(第1地区)の名前が読み上げられ、出席者全員による黙祷が行われました。

続いて議事運営委員長報告を井桁誠也(第2地区)より議事進行についての説明がされ、会長挨拶のあと議事に移りました。

**第1号議案「令和2年度中間事業報告」**を鈴木専務より33件の事業報告がなされました。質疑応答はなく議長により挙手による承認を求められ賛成票が過半数に達したため承認可決されました。

**第2号議案「令和3年度事業計画基本方針(案)」**を久野会長より報告がなされ、「**令和3年度各部事業計画(案)**」については、財務部・総務部を飯山常務理事、学部部を岡田常務理事、厚生部・歯科技工管理部・組織部を今瀬常務理事、広報部を土井常務理事とそれぞれ報告がなされました。

#### 【質問事項】

歯科技工所識別番号の付与の推進について、10年以上やっているが、日技としてもしくは県技として最終的な目標をどこにおいているのか聞きたいと質問がありました。今瀬常任理事と鈴木専務より、現在も開設歯科技工所届出台帳を各都道府県で集めて届出状況を確認しているが、思うようにすすんでいないのが現状である。この事業はあくまで日技の傘下にある47都道府県が足並みを揃えてやらなければいけないことだが、県技としては最終的に各歯科技工所に識別番号を付与し、その番号に紐づけをして行政が管理できるような仕組みを作り、一住所につき一歯科技工所のみ登録が確立できるようにしていきたい。と回答しました。

また、昨今はリモートで会議等が行われるようになり、仕事の仕方が変わってきています。技工においてもデータを送って作業するサテライトラボのような形で行うのという体制は、日技や県技としてはどう考えているのかと質問がありました。今瀬常任理事より現在の法律上は、デジタル技工を遠隔で行う場合もそこが歯科技工所として届出がされていないと出来ないことになっているため、留意していただきたい。と回答しました。

議長より挙手による承認を求められ賛成票が過半数に達したため承認可決されました。

**第3号議案「令和3年度各事業予算(案)」**について飯山常任理事より報告がなされまし

た。続いて財務委員長報告が源馬至委員長（第4地区）からなされました。質疑応答・関連質問はなく議長により挙手による承認を求められ賛成票が過半数に達したため承認可決されました。

**第4号議案「(現行) 会員管理及び会費規定」**について加藤副会長より報告がなされました。

質疑応答・関連質問はなく議長により挙手による承認を求められ賛成票が過半数に達したため承認可決されました。

**第5号議案「会員管理及び会費規定 別表」**について加藤副会長より報告がなされました。

#### 【質問事項】

第4地区よりこの改定により、以下のことはどのように改善されるのか。

①組織率の向上。見込み入会者数。②財務管理。収支の見込み。③事務局業務の合理化。と質問があり、加藤副会長が以下のように回答しました。

①について、なかなか厳しいというのが現状であるが、これから現行事業所の従業員がどのくらい入会してくれるかで違ってくる。今後前向きにご協力いただくことが必要であるとする。この改定を機に20～30名くらい入会してもらえたら第一段階としてはいいと思う。今後は技工士会に入るのが当たり前だと思える本会を目指したいと思う。そのため、ひとつは今回卒後一年間会費を無料にして試しに入会してもらい、全員入会していただく。もうひとつは卒業1年以上経過した方が継続的に入っていただける環境をつくること。そのためこのような自営者会費改定案に至った。今回の改定によって1年で50～60名くらい残ってもらえるのが理想。

②について、会員が減れば収入も減ることになりますが、例えばこのままの入会者数が増えず、今のままの会員数だと、自営者会員が本人のみ（会費A）にした場合は年間で110000円のマイナスになっていくだろうと思われる。そのため自営者の方々には、会費（BプランCプラン）にご協力いただく必要がある。

③について、今までも事務局の負担は大きく色々な業務があり激務であった。さらに事務員が減ったことも一因として考えられる。新しい事務員を雇うにも収入が減っているため、まずは財務・総務、本会の役員、事務局とよく話し合いどうすればミスなく合理的にやっていけるか、試行錯誤する部分もあるだろうが何とかいいスタートが切れるようにしていきたいと思っているので、ご協力の程よろしくお願ひしたい。と回答しました。

関連質問はなく議長により挙手による承認を求められ賛成票が過半数に達したため承認可決されました。

第6号議案の前に選挙管理委員長の平井彰弘委員長（第2地区）より役員定数についての議案が緊急上程なされました。

議長より挙手による承認を求められ賛成票が過半数に達したため承認可決されました。

**第6号議案「会長候補者選挙の件」**について選挙管理委員長の平井彰弘委員長（第2地区）より報告がなされました。議長より挙手による承認を求められ賛成票が過半数に達したため承認可決されました。

この後会長候補者選挙に移行したため、現行役員は一旦退出しました。平井選挙管理委員会より役員選挙規定第10条ならびに役員予備選挙規定第10条にある会長候補者選出細則に基づいて信任投票を行った結果、鈴木正隆氏が会長候補に任命されたことの報告がなされました。

引き続き審議事項及び報告事項が行われ、歯科技工士法制定65周年及び（一社）愛知県歯科技工士会設立50周年記念式典及び祝賀会について三品実行副委員長から報告がなされました。今後の周年記念事業に関して①現在予約している場所をキャンセルする（キャンセル料が発生する）②式典を行う方向ですすめていく。の2案が提出されましたが、代議員より緊急動議として今後の状況をみて6月の総会まで結論を保留にしてもよいのではないかと上程されました。そこで3案で決をとることになり、多数決の結果総会まで保留にすることとなりました。

予定時間とおりに無事に閉会しました。